

第 10 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

もくじ

報告事項Ⅰ

「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利の尊重(第 3 条)および子どもの相談と救済(第 6 条)をめぐる現状と課題
 - (1) 一人の保護者からの訴え(5/3-6)
 - (2) 本委員会からの返信(5/9)——本委員会の条例上の位置づけと第 3 条・第 6 条の認識
 - (3) 臨時会(5/12)の開催と課題の確認——本委員会の認識と基本姿勢等
 - (4) 当該子どもの保護者との対面と聴き取り(5/19):分科会からの報告
——本委員会は条例第 3 条・第 6 条をめぐる現状をどう捉えたか
 - (5) 本委員会の審議等の経過と市教育委員会に対する意見表明
 - (6) 市長への提言——泉南市を「子どもにやさしいまち」にするために
2. 条例第 6 条(子どもの相談・救済)第 2 項の「必要な仕組み」の整備に関する調査研究報告
 - (1) 第 6 条にかかわる調査研究等の経過
 - (2) 研究報告: 条例の改正検討試案(別添)
3. 結び: 現下の状況にかかわって特に付言を要する事項

関係資料:

2022 年度泉南市子どもの権利条例委員会 名簿

* 報告事項Ⅱの扱いについて

本第 10 次報告においては、報告事項Ⅰ（「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況）に関する検討を最優先して行い、これを速やかに市長に報告するため、報告事項Ⅱ（子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況）は、これを一旦保留し、今後においてその検討と報告が可能となった場合に、これを行うものとします。

報告事項 I

「子どもにやさしいまち」を
実現するための
子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利の尊重(第3条) および子どもの相談と救済(第6条)をめぐる現状と課題

(1) 一人の保護者からの訴え(5/3-6)

本年5月3日(火・祝)、泉南市内の子どもの保護者から、本委員会の副会長の職場アドレスに電子メールが寄せられていました。ただし連休中のため、着信を確認できたのは5月6日(金)となりました。その訴えによると、同保護者の子ども(泉南市立中学校1年生)が、本年3月18日に自死されたとのことでした。メールにはこれに関する同保護者の手記が添付されていました。

その手記に綴られていたことは、概括すれば次のようなことでした。

当該子どもは、小学校低学年の頃から学校生活での子ども同士の関係や教員との関係を通して学校への不適応感が強くなり、不登校状態が断続するなどしていました。が、その間に当該子どもは、泉南市には子どもの権利条例があることを知り、一時は希望を抱いて、自ら様々な相談窓口等に訴えることなども試みたとのことでした。けれど、中学校入学後も状況は好転せず、次第に「生きていてもしょうがない」などとの呟きを漏らすようにもなっていたとのことでした。そうして中学1年生の年度末、3月18日、保護者が仕事に出られたのち、「誰も知らない遠くへ行く」と兄に告げて家を出たまま帰らず、亡くなられた——とのことでした。

(2) 本委員会からの返信(5/9)——本委員会の条例上の位置づけと第3条・第6条の認識

この保護者からのメールを確認した直後、本委員会は会長と副会長が協議を行い、事態の重大性を共通認識しました。そこで、近日中に本委員会の臨時会を開くこととして、これを踏まえ週明けの5月9日(月)、会長名による次の返信を当該保護者宛、電子メールでお送りしました。

○○○○ 様

泉南市子どもの権利条例委員会の吉永と申します。

同委員会委員の山下さんから、お問い合わせの旨、伺いました。

まず何よりも、

大切な子どもさんが、

この3月にお亡くなりになったとのこと、

哀悼の思い、禁じ得ません。

心からご冥福をお祈り申し上げます。

とともに、

泉南市には子どもの権利条例があるにもかかわらず、

子どもの死を防ぎ得なかったこと、悔しく残念に思います。

深刻な事態として受け止めました。

私たち子どもの権利条例委員会は、
子どもの権利条例の実施状況を市が検証するにあたって、
その検証に資するべく必要な課題検討等に当たり、
市長に提言等を行う第三者的な機関です。
そのように条例の第16条で定められています。

この条例は第3条で「子どもの権利の尊重」を、
また第6条で「子どもの相談・救済」を定めています。
これらの条例の規定に照らして、
今回お寄せくださいましたことについて、
子どもの権利条例委員会として、
何等か検討しなければならないと考えました。

しかし現在の条例では、
私たちの委員会に調査権等は付与されておりませんので、
私たちの委員会として具体的にできることは相当に限定的です。

ただ、子どもの権利条例に基づいて、
子どもの権利の尊重に尽くすことが、
私たちの責務であると、これまでも考えてきました。
したがって、亡くなられた子どもさんにとって、
どうすることが最善なのか、改めて考えていかねばならないと思います。
亡くなられた子どもさんの人間としての尊厳を守ること、
それがどうすればできるのか。
難しい課題ですが、考えていかねばならないと思います。

私たち条例委員会の原則は、子どもの権利条約第3条に基づいて、
子どもの最善の利益のみに関心を持つ、というところにあります。
この原則に立って、委員会の会議を開き、協議したいと考えます。

今週中に臨時会を開き、
来週には何等かお伝えできたらと考えております。

悔やまれてなりません、
心よりご冥福をお祈り申し上げます。

泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永省三

(3) 臨時会(5/12)の開催と課題の確認——本委員会の認識と基本姿勢等

本委員会は、当該保護者から寄せられた手記をもとにその訴えの内容を共有するとともに、急遽5月12日(木)オンラインによる臨時会を開催し、鋭意協議する中で次の諸点を確認しました。

1) 本件は子どもの権利条例にかかわる極めて重大な問題だと認識しました。

当該保護者の訴える内容は、泉南市子どもの権利に関する条例（以下「条例」）が第1条に目的として掲げる「泉南市を『子どもにやさしいまち』としていく」との規定に大きくかかわる問題であると、私たちは受け止めました。

とりわけ第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談と救済」にかかわって、「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」が求められる事態であるものと、本委員会は全委員が一致して認識しました。

泉南市子どもの権利に関する条例

(子どもの権利の尊重)

第3条 子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。

2 市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません。

3 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします。

4 市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。

(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

については、第3条および第6条が本件に関係して、どのように具体化できていたのか、またできていなかったのか、関係する市の機関に報告を求め（報告事項Ⅱ）、本委員会として可能なかぎりの検討に努め（報告事項Ⅰ）、以てこれを本年度の条例第16条により課せられた本委員会の市長報告とすることを確認しました。

また、この検討に際しては、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」や同「緊急対応の手引き」、また「いじめ防止対策推進法」などの法令等が、関係する市の機関において、どのように踏まえられていたのかについても、検証の課題とするものとししました。

2) 本件に臨む本委員会の基本姿勢および原則を確認しました。

条例に基づく本委員会の職責に照らして、本件は本委員会において検討すべき課題であるとの共通認識をもとに、改めて会長が当該保護者宛返信として5月9日付電子メールで送信した内容について、これを本件に臨む本委員会の基本姿勢として確認し、とりわけ同文中の次の記述を本委員会の拠って立つべき原則として、これを確認しました。

子どもの権利条例に基づいて、子どもの権利の尊重に尽くすことが、私たちの責務であると、これまでも考えてきました。したがって、亡くなられた子どもさんにとって、どうすることが最善なのか、改めて考えていかねばならないと思います。亡くなられた子どもさんの人間としての尊厳を守ること、それがどうすればできるのか。難しい課題ですが、考えていかねばならないと思います。

私たち条例委員会の原則は、子どもの権利条約第3条に基づいて、子どもの最善の利益のみに関心を持つ、というところにあります。

3) 本件を条例の検証に資する観点から検討する基本的枠組みを確認しました。

本委員会は、条例第16条第1項が市に課しているところの「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」に資するため、同条第2項に基づき市長の附属機関として設置され、「行政機関に対して一定の独立性を保持する公的第三者機関としての意義を持つもの」（条例の解釈と運用 P82）と位置づけられています。

そこで本委員会は、同条第1項の規定に基づき、「この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう」との観点から、「この条例の運営状況」に関する重点事項について検討し、これを「報告事項Ⅰ」として市長に年次的に報告してきました。そのために本委員会は、この検討のための主たる資料として、「この条例に基づく事業等の実施状況」に関する報告の提出を同条第6項（積極的協力援助義務）に基づき市の各実施機関に求め、これを一定検討した上で「報告事項Ⅱ」として、「報告事項Ⅰ」と併せて市長に年次的に報告してきました。

また、これらの活動に際して本委員会は、同条第3項第4項に基づき市民モニターとも可能なかぎり連携して「この条例の運営状況を検証するための活動」に努めてきました。

そして、これらによる本委員会の報告すなわち「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」は、同条第5項に基づく市長の責務として、市の子ども施策に適切に活用されてきたものと考えます。

このような第16条の運営が条例制定以来すでに10年にわたって積み重ねられてきたことに鑑み、従前よりの「報告事項Ⅰ」および「報告事項Ⅱ」を基本的な枠組みとして、本件に関する検討を行い、これを市長に報告することが、本委員会の職責を全うするための現段階における最も適切なあり方であるものと、全員一致で確認しました。

4) 本件にかかわる当面の具体活動を確認しその活動に必要な分科会を設置しました。

本委員会は、以上を踏まえ、可能な限り速やかに、当該保護者に出来れば直接対面し、条例に基づく本委員会の基本姿勢等について伝え、必要な説明に努めるとともに、改めて当該保護者の訴えについて、子どもの最善の利益を目指す観点から傾聴に努め、本件にかかわる検討を図るものとなりました。

その際、この傾聴および検討等は、より高い第三者性と専門性が求められることから、泉南市子どもの権利条例委員会要綱第3条(「委員会は、規則第2条の検証を行うに当たって、専門的で技術的な事項に関する調査研究等の必要が認められる課題については、当該事項の調査研究等を行うための分科会を一定期間において設けることができます。」)に基づき、「第3条・6条分科会(条例第3条(子どもの権利の尊重)第6条(子どもの相談と救済)に基づく施策等に関する調査研究を行うための分科会)」を設けることを決定し5月16日付で設置しました。(後掲資料「子どもの権利条例委員会分科会の設置について」)

その後、5月19日、同分科会を構成する4名の委員により、当該子どもの保護者宅を訪問、本委員会の基本姿勢等を伝えるとともに、当該保護者からの傾聴に努めました。

5) その他留意事項として:市民委員と外部有識者委員それぞれの役割と連携

本委員会は条例等に基づき、市外在住の外部有識者委員3名と市内在住の市民委員2名の計5名により構成されていますが、本件の検討を行うに際して、とりわけ当該保護者等との関係においては、市民委員は利益相反的な関係や利害当事者の立場に立ち得る可能性もないとはいえ、これについて本委員会は最大限に留意するとともに、適切な対処を図ることを確認しました。

そこで当該遺族の聴き取り等については、外部有識者委員を中心とする分科会が担うものとして役割分担を行いました。

もとより、本委員会に市民委員が設けられているのは、条例が目的として掲げる「子どもにやさしいまち」の進捗を検証するには、泉南市で子どもたちとともに日々を暮らす、市民自身による受け止め、その市民の良識と感性、市民的コモンセンスが、きわめて重要な意味を持つからです。それに対して外部有識者委員は、それぞれの経験や知見を以て、第三者機関に必要な専門性を提供するところに役割があります。本件にかかわる活動においても、この両者の役割と連携をより効果的に図っていくことに特に留意することが確認されました。

(4) 当該子どもの保護者との対面と聴き取り(5/19):分科会からの報告 ——本委員会は第3条および第6条をめぐる現状をどう捉えたか

はじめに

2022年5月19日午後6時から9時まで、本委員会の分科会メンバー4人は当該子ども(以下「Aさん」とします)の自宅を訪れて弔問するとともに、Aさんの遺影を前に、Aさんの保護者であるお母さん(以下「お母さん」とします)から、3時間にわたってお話をうかがいました。

中学1年生のAさんが自死されて2か月。悲しみと憤りの真ただ中におられるお母さんから、大きな怒りとやり場のない悲しみをぶつけられることを覚悟していました。けれども、お母さんは、最初こそ表情が硬く感じられましたが、終始、感情は抑制し、何が理不尽だと考えているのかを私たちに理性的に伝えようと努めてくださったと感じました。

私たちは、Aさんの遺影が何を語ろうとしているのか、少しでも近づきたいと考えていました。遺影の前に赤ちゃんの写真がありました。Aさんの赤ちゃん時代の写真かと思っていましたが、じつはお母さんの赤ちゃん時代の写真で、Aさんが亡くなる時に持っていたものだ、うかがいました。Aさんはお母さんの写真を持って、亡くなったのです。胸が潰れる思いでした。

1) 聴き取りを始めるにあたって本委員会が伝えたこと

私たちは最初に、泉南市子どもの権利条例委員会とはどのような機関なのかを条例に基づいて説明するとともに、上記(3)に記載の1)から5)までの内容、すなわち5/12臨時会を開催して協議した本委員会の認識と基本姿勢等について、お母さんに話しました。

その中では、特に次の諸点を伝えました。

まず、子どもの権利条例委員会は、個別案件にかかわる調査権を条例上保持するものではないこと。しかし本件の事態は泉南市の子どもの権利条例が定める「子どもにやさしいまち」や「子どもの権利の尊重」等に明らかに反する事態であると認識したこと。それゆえ、条例第16条が定める条例の検証に資する活動の一環として、お母さんの話を聴かせていただきたいと判断したこと。そして、子どもを擁護し子どもを代弁して公的良心を喚起するという、子どもの人権機関としての役割を可能な限り果たしたいと思っていること。したがって本委員会はお母さんのいわば「代理人」としての役割を担うものではないこと。あくまで、子どもの最善の利益のみに関心をもって、その実現を目指してお母さんの話を受け止めていきたいと考えていること。その受け止めたことについては、条例の検証に資するために条例が本委員会に課している市長報告の中で、可能な限り位置づけていきたいと考えていること。これらを踏まえ、亡くなったAさんの最善の利益とは何か?その人間としての尊厳を守るとはどういうことか?極めて難しい課題であるが、一緒に考えていくことができれば、と願っています——とお話ししました。

これらの説明に対して、お母さんは本委員会の基本姿勢や職務権限等については理解したと言われました。ただし、お母さんとしては、本来は調査権等を持った第三者委員会による聴き取りが行われて、その調査によって事実が明らかにされるべきだと考えるし、そのようになっていくことを望んでいる、とも話されました。

2) お母さんから本委員会に寄せられた手記

お母さんは、Aさんの小学校・中学校時代の学校生活等に関すること、亡くなるまでの様子などを手記に綴っておられました。本委員会は直接対面する以前の段階で、その手記の提供をお母さんから受けていました。手記は全体で8000字ほどに及ぶものでした。本委員会はこの手記を全員が精読して、5/12臨時会の協議を行いました。そこで、直接対面してお母さんの話を聴く中では、概ねのところ手記の内容に関係して、改めて背景や文脈を聴き取ることとなりました。

分科会でこの聴き取り内容の録音記録を文字化したところ、4万5千字に及ぶものでした。ただし、この記録を現段階ですべて公開することは適切とは考えていません。それは、上述の本委員会の条例上の位置づけもありますが、それ以上に何よりも、本件にかかわる市教育委員会の対応の現状——後述するように、本件は事態発生から3カ月が経過してもなお教育委員会事務局から教育委員会に報告すら行われておらず、当該学校の基本調査は保護者にも一切示されず、したがって詳細調査は実施の可否すら判断されていないという現状——があるからです。

そのために、本報告に記載して扱う内容は、一定範囲の限定的な事項となりますが、小学校3年生頃から亡くなるまで、およそ5年に及ぶ間、Aさんが置かれてきた状況について、私たちは概要として以下のようなことを聴き取ることができました。

3) Aさんの小学校3年生頃からの状況

Aさんの小学校3年生の頃の様子として、Aさんは上級生(兄・Bさんの同学年の子ども等)にかかわれたり、いじめられたりなどが多くなり、先生に相談したが、真剣に受け止めてもらうことができず、時には「お前の言うことは信用できない」などと言われるなどして、学校に居場所がないように感じ始め、次第に不登校状態となっていく、とのこと。そして修学旅行には、Aさん自身は参加したい気持ちでいたけれど結局参加できずに終わり、また卒業式も参加することができなかった、とお母さんは話されていました。

つまりは、子ども同士の関係にとどまらず、教員との関係においても、Aさんは学校への不適応感を募らせていき、その状態が改善されぬまま、卒業まで持続していたと受け止められます。

本委員会に寄せられたお母さんの手記には、Aさんは泉南市に子どもの権利条例があることを知っていたけれど、しかしそれが、かえってAさんを苦しめることになった——と述べられています。私たちはこのことが大変気になっていました。お母さんにお尋ねしました。そして私たちはお母さんから聴き取った話を次のような文脈として捉えました。

——Aさんは小学校で子どもの権利のことを知って関心を持ち、子どもにも権利があるんだと希望を抱いた時期があった。そのような前向きな問題意識から、Aさんは小学5年生のときには「転校させてほしい」と、自ら2日にわたって市役所の教育委員会事務局に行って訴えたこともあった。その時は職員から「先生に言うちやるから帰り」と言われて帰ったが、その後学校の動きは何もなかった。転校もできなかった。中学校に進むころには隣接市の中学校への転校を希望して当該隣接市教委からは非公式ながら可能である旨知らされたが実現しなかった。Aさんは「子ども六法」を買ってほしいとお母さんに求め、これをいつも枕元に置いて読んでいた。子どもの権利や法律のことを学んで、学校の先生に理論的に対抗しようとしていた、とのこと。

もとより、これらはお母さんからの聴き取りです。詳細調査が未だに実施されない現状におい

ては、他方の当事者である学校や市教育委員会がどう認識していたのかは不明です。しかし、Aさんが繰り返し開いて読んでいたという、その「こども六法」を手にとれば、泉南市には子どもの権利条例があるからと、Aさんが期待を抱いたときがあった、子どもの権利に希望を見出したときがあった、というお母さんの言葉を、私たちは重く受け止めなければなりません。

4) Aさんの中学校入学後と亡くなるまでのこと

地元の中学校に入学したAさんの状況について、お母さんから話を聴く中で、私たちは手記の記述にも触れながら聴き取っていきました。これに基づいて本委員会は、1学期末の7月から夏休みを挟んだ9月の2学期初めのAさんの状況として、次のような経過を捉えました。

——7月の学期末の頃、Aさんがお母さんに学校での様子を話してくれた。それによると、Aさんは小学校の6年生で不登校状態であったことから、中学校に入って登校すると他の生徒から、小学校のときに学校に来てなかったのはAさんが「少年院帰りや障がいやから」などと言われて「だから学校に行くのがいややねん」とお母さんに話していた。その後、そのことを夏休み明けに学校の先生に話すと家庭訪問をしてくれた。Aさんと先生が対面して話す中で先生は「誰がそんなことを言ったのか特定できないと指導できない」と応じていた。そのような経過の後、Aさんは9月中旬から登校するようになった。しかし、2週間ほどたったある日を境に、Aさんは学校に行かなくなった。その日に学校で何があったのかとお母さんがAさんに問い質した。Aさんは生徒同士の関係ではないとは言いが、それ以上は話してくれなかった。

——このような経過があってAさんは再び不登校状態となり、それに対して学校の先生は家庭訪問をしてくれたが、Aさんは会おうとしなかった。けれどお母さんが説得して、ようやくAさんが先生と向き合って話をした。どうしたら学校に来られるようになるかと、先生はAさんに問いかけた。Aさんは「小学校の時のことをすべて生徒に話して欲しい。そうしたら年少帰りとか障がいとか、言われなくなるし、自分のつらさもわかってもらえる」と訴えていた。

——それ以来、当該中学校に対する不信感が親子で一層強くなった。Aさんは「別の中学校で頑張る」といって、隣接市の教育委員会に転校できるか相談もしてみた。学校外での居場所や学習支援を求めて、泉南市の教育委員会の窓口で相談もしたが、Aさんの状況を打開することにはつながらなかった。それらの相談の中でお母さんはAさんが「生きててもいいことない、生きててもしゃーない」とまで言っていると訴えたが、「母子手当もらえるから手続きに行きましょう」といった対応で、子どものことを訴えているのに受け止めてもらえないとお母さんは感じた。

なお、本委員会は、これらの聴き取った内容は、条例第3条（子どもの権利の尊重）および第6条（子どもの相談と救済）が市の機関においてどのように具体化できているのかという、条例の実施・運営に直接かかわる課題が含まれていると受け止められることから、その検証を試みるべく、市教育長に対して5月26日付書面「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」を提出しました。これは市教育委員会の対処等の経過やそれらに対する市教育委員会としての評価や課題の認識等について、従前の「報告事項Ⅱ」に位置づく本委員会への報告として要請したものです。しかしこの報告は得られませんでした（14-18頁参照）。したがって上記部分についても、他方の当事者である学校および市教育委員会がどう認識しているかは不明です。

こうした経過を経て、Aさんが亡くなる直前の様子が、お母さんの手記に綴られています。

3月16日 明日私が仕事を休む話をAにすると、「なんで」ときく。明日が兄の高校の合格発表だと話すと、少し考え、「そうやったら明日の予定変更する」と言う。なんの予定かときくが答えない。また夜に「ママには借りがあるから」と私の肩もみをしてくれた。

3月18日 仕事から帰ると、Aが午前10時ごろ家を出ていったきり帰ってこないと言が言う。出ていくとき、どこに行くのかと兄が問い質すと「お前の知らん遠いところに行くんや」と言ったという。すぐに警察に捜索依頼する。

3月19日 夕方警察から自宅近くで遺体のでたので、写真の確認をしてほしいと連絡があり、Aだと確認する。

5) 私たちは何を受け止めたのか——Aさんの生きようとした事実

お母さんが語ってくれたAさんの状況は、私たちが事前に読んでいた手記の内容と一致するものでした。その手記の最後にお母さんはこう書いていました。「Aは今まで色々な機関に相談していました。子ども人権SOS、いじめ相談、若者の居場所、生きづらさを感じるきみへ、子ども法律相談等、しかし本人曰く、愚痴聞きで終わるなんか、解決してほしいから相談してるのに、話きいて、自分たちにはなんも権限がないからと言われる。ひどいところは、今回の件は誰も死んでないから問題にできないと言われる。これらにAは苦悩していました」と。Aさんは、自分の置かれた現実の矛盾や不合理を鋭く感じ取って、その現実を何とか打破して、そこから抜け出したい、解決したいと願って、必死に生きようと試みていた、その姿が伝わってきました。けれども、彼の望みや願いはかなえられなかったのです。

そのAさんの生きようとした事実が、お母さんの語る言葉を通して私たちに伝わってきました。お母さんはAさんの思いを代弁して、こうも書いています。「一番は、組織の汚さ、大人の汚さ、悪いやつばかりやのにきれいごとと言って、余計汚いとAは嘆いていました。泉南市は子どもの人権に力を入れているとうたっているくせに、自分たちの人権を踏みにじり、それなのに隠蔽し。表向きはいい人ぶっている。そんな世の中に失望しました」と。

お母さんから聴き取った4万5千字の記録は、その聴き取りには参加しなかった市民委員も含め、本委員会・分科会の全員が読み返し共有しました。Aさんの生きようとした事実を、そこから受け止めようと読み返しました。学校や先生、教育委員会や市は、そして私たちの社会は、Aさんにとって、いったいどんな存在だったのでしょうか。Aさんは出会ったおとなたちに最初は信頼も寄せて、だから訴えていったわけです。が、一時は信頼できるかと思えた関係も長くは続かなかったようです。信頼しようとした分だけ、落胆し、憤り、失望していく彼の姿が視えてきます。それでも、彼はSOSを繰り返し発していたのです。あきらめることなく、彼は自ら、子どもの権利を学び、自ら行動して、矛盾や不合理と、たたかおうとさえしていました。しかし孤独なたたかいでした。その現実を変革することはできませんでした。彼は自らの人間としての正当性を訴え続け、その正義に殉じようとしたのかもしれません。その生き様を感じます。

改めて受け止めなければならないのは、私たち子どもの権利条例委員会もまた、Aさんのたたかいに、連帯することができていなかったということです。子どもの権利条例は、子どもたちの感じる矛盾や不合理を、子どもたちと一緒にあって、より良く変えていく社会の基盤とならなければなりません。私たち条例委員会として、受け止めなければならない重大な課題です。

(5) 子どもの権利条例委員会の審議等の経過と市教育委員会に対する意見表明

はじめに

子どもの権利条例委員会の会議は、例年であれば、5月から毎月開催して10月または11月に市長報告に至るというものでした。が、本年度は既述の通り、本件に係る当該保護者からの訴えが寄せられたことから、当初予定の5月26日(木)第1回会議の前に、急遽5月12日(木)に臨時会をオンラインで開催し、5月19日(木)には当該保護者との面談の機会を持ち、その後は6月末までに集中的に審議を重ね、そして7月1日(金)に市長報告を行うこととしました。

このように異例のアプローチをとることになったのは、いうまでもなく、泉南市には子どもの権利条例が制定されているにもかかわらず、子どもの自死を防ぎえなかったという事実の本委員会が直面したからです。極めて重大な事態です。速やかに向き合い検討すべき最優先課題であることは、言を俟ちません。条例が目標に掲げる「子どもにやさしいまち」(第1条)、その根本原則となる「子どもの権利の尊重」(第3条)、そして「子どもの相談・救済」(第6条)等の諸規定が、泉南市の子どもたちにとって、意味をなさない、効力をもたない、まさに空文と化してしまっているのではないかと、重大な問いが突きつけられています。

私たち子どもの権利条例委員会も、この問いを受け止めるべき立場にあります。泉南市の子どもの権利条例は、なぜ当該子どもの自死を防ぎえなかったのか——この検証の一端を担うことが私たちに課せられています。本委員会もまた、市民等の検証を受けるべき立場にあるのです。

このような問題意識から、本委員会の審議過程等を可能な限り市長報告に盛り込み、以て条例第16条第5項に基づく市民等への公表および市の子ども施策等への活用が図られ、そして泉南市の子どもの権利条例が子どもたちにとって意味あるものとなることを、切に希うものです。

1) 子どもの権利条例委員会の会議開催の経過

7月1日の市長報告に至るまでの本委員会の会議開催等の経過は次の通りです。

5月12日(木)	条例委員会臨時会 オンラインによる会議 20:30-22:15
5月19日(木)	条例委員会分科会 当該保護者宅訪問による聞き取り(18:00-21:00) および事後検討(21:20-22:00)
5月26日(木)	第1回条例委員会 市民交流センター 10:00-11:50 *市教委宛「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」提出
6月2日(木)	第2回条例委員会 青少年センター 10:00-12:00 *参加要請していた教育長は公務で欠席、教育部長の参加を得て質疑等。
6月6日(月)	条例委員会・分科会合同臨時会 オンライン 20:00-21:30 *第2回会議を踏まえ「教育委員会に対する意見表明(第一次)」の必要と内容を確認 ⇒6月7日付で同日、事務局経由で教育長へ提出。
6月16日(木)	第3回条例委員会 青少年センター 10:00-12:10 *前回に引き続き教育部長の参加を得て質疑等。 *委員による事後協議で再度「教育委員会に対する意見表明(第二次)」の必要と内容を確認 ⇒6月18日付で6月20日、事務局経由で教育長へ提出。

なお、上表に記載するほかに、本委員会としてメールでの情報共有やオンラインでの協議等は、相当な回数を行ってきたことを付記しておきます。

2) 第1回子どもの権利条例委員会と市教育委員会に対する要請

本委員会もまた市民等の検証を受けるべき立場にあるとの認識に立つことから、本委員会の審議経過等については、これを議事録をもって市長報告とすることが適切なものと考えました。

第1回会議においては、当該保護者からの訴え、臨時会の審議等を踏まえ、本年度の本委員会の活動計画および市長報告について、ことに本委員会として検討すべき本件にかかわる課題と市長報告までの日程について審議しました。

その中では、市教育委員会に対して、例年の年次報告書に位置づけられてきた「報告事項Ⅱ」を本件に係る経過等の報告書として、次回までに提出を求めることについて審議し、決定しました。

以下、議事録を掲載します。

第1回泉南市子どもの権利条例委員会 議事録

2022(R4)年5月26日

午前10時開会 午前11時50分閉会

出席委員 委員全員

(別紙1: 事務局参加者一覧)

はじめに(会長)

本年3月に泉南市立中学校男子生徒が自死に至ったとの当該保護者からの訴えを本委員会として受けたこと、およびその概要について、会長から報告がなされ、参加者全員で当該子どもに黙祷をささげた。

報告事項

1) 会長から、5月12日19時30分から条例委員会臨時会をオンラインで開催したこと、およびその審議した内容について、次の資料(別紙2の①～④)をもとに報告がなされた。

- ①「2022年度 泉南市子どもの権利条例委員会 臨時会 議事録」
- ② 同議事録の別添資料1(当該保護者の本委員会への訴えに対する会長返信)
- ③「当該保護者から本委員会に寄せられた手記(原文から一部抜粋)」
- ④「子どもの権利条例委員会分科会の設置について」

2) 事務局から、子どもの権利に関する施策推進本部会議の活動について報告がなされた。

3) 会長から、第6条分科会のまとめについて、および新たに第3条第6条分科会を設置したことについて報告がなされた。その中で、第3条第6条分科会として5月19日(木)18時から21時まで当該保護者宅を訪問して傾聴に務めたこと、その後22時まで分科会としての検討を行ったとの報告がなされた。

審議事項

1) 本年度条例委員会の活動計画および市長報告について、会長から提案がなされた。これについて、各委員から泉南市子どもの権利に関する条例の実施・運営にかかわって、とりわけ現下の状況に関するそれぞれの認識と意見が表明され、提案内容を審議した結果、全員一致で次の通り決

定した。

① 本年3月に発生した事態を受け止め、泉南市子どもの権利に関する条例の運営状況について、ことに第3条(子どもの権利の尊重)第6条(子どもの相談と救済)の運営状況について、その検証に資する検討を行い、これを本委員会の本年度の報告事項Ⅰとします。

② この検討を行うために必要な報告事項Ⅱについて、教育委員会の報告を要請します。

(別紙3: 泉南市教育委員会に対する本委員会としての要請事項)

③ 事態の重大性に鑑みて、本委員会として可能な限り速やかに、市長報告を行います。

以上を踏まえ、本年度市長報告は、概ね次の柱建てにより行うものとします。

報告事項Ⅰ: 「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利の尊重(第3条)及び

子どもの相談と救済(第6条)をめぐる現状と課題について

2. 条例第6条第2項に定める「必要な仕組み」の整備に関する調査研究報告

報告事項Ⅱ: 子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況

(本年3月に発生した事態に関する教育委員会からの報告)

2) 上記1)を踏まえ、分科会における検討課題とその扱いについて審議し、本年度の報告事項Ⅱの2として、「泉南市子どもの権利に関する条例 改正検討試案」(別紙4)を位置づけることを全員一致で決定した。

3) 条例委員会臨時会の議事録の扱いについて審議し、個人情報保護に留意の上、原則公開とする旨全員一致で確認した。

4) その他

① 市長報告までの日程について審議し、全員一致で次の通り決定した。

第2回子どもの権利条例委員会 6月2日(木)午前10時から12時

・市教育委員会からの報告をもとに、条例の検証に資する検討協議を行う。

第3回子どもの権利条例委員会 6月16日(木)午前10時から12時

・第2回委員会審議を踏まえ、報告事項Ⅰの文案作成等を協議するとともに、報告事項Ⅱの概要について確認する。

② 当該保護者の窓口設定について、第3条第6条分科会による5月19日(木)当該保護者宅訪問での傾聴をもとに、会長から次の提案がなされた。すなわち、当該保護者に対して教育委員会が一方当事者の立場にある現状が強く認識されることから、当該保護者にかかわる本委員会の窓口として、本委員会の事務局の一端を担う人権推進課において、子どもの人権・権利に関する知識と経験を有する職員が当面对応することが提案された。これについて、当該課参与からは検討する旨伝えられた。

以上

上述第1回会議の審議事項の1)の①すなわち「この検討を行うために必要な報告事項Ⅱについて、教育委員会の報告を要請します。」との決定に基づいて、次に掲載の書面を同日5月26日付で教育長に宛て提出しました。

この中では、臨時会の審議等も踏まえ、条例に基づく泉南市子どもの権利条例委員会の職務や

位置づけ等を改めて説明するとともに、本委員会に課せられた検討を行う上で必要な資料として、どのような報告事項を本委員会が求めているかなどを述べ、協力を要請しました。

2022年5月26日

泉南市教育長
富森 ゆみ子 様

泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永 省三

泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請

貴職におかれましては泉南市の教育の振興にご尽力のこと、心より敬意を表します。

さて、私ども泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例第16条第2項に基づき、市長の附属機関として設置され、同条第1項が市に課しているところの「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」に資するため、必要な職務を担うことが課せられております。そのために、「行政機関に対して一定の独立性を保持する公的第三者機関としての意義を持つもの」（「泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック」P82）と位置づけられています。

そこで本委員会は、同条第1項の規定に基づき、「この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう」との観点から、「この条例の運営状況」に関する重点事項について検討し、これを「報告事項Ⅰ」として市長に年次的に報告してきました。そのために本委員会は、この検討のための主たる資料として、「この条例に基づく事業等の実施状況」に関する報告の提出を同条第6項（積極的協力援助義務）に基づき市の実施機関に求め、これを一定検討した上で「報告事項Ⅱ」として、「報告事項Ⅰ」と併せて市長に年次的に報告してきました。

このような第16条の運営が条例制定以来すでに10年にわたって積み重ねられてきたことに鑑み、改めて下記により、本委員会に対する報告書の提出について、これを貴委員会に要請するものです。ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 報告書の提出を求める主旨

本年3月、泉南市立中学校1年生の男子生徒が自殺するという極めて痛ましい事態（以下「本件」）が発生したことについて、本委員会は5月12日に臨時会を開催して協議致しました結果、泉南市子どもの権利に関する条例に基づく本委員会の職責に照らして、本件は本委員会において検討すべき課題であることを全委員一致で確認いたしました。

本件は、同条例が第1条に目的として掲げる「泉南市を『子どもにやさしいまち』としていく」との規定に大きくかかわる問題であり、とりわけ第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談と救済」にかかわって、「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」が求められる事態であるものと、本委員会は全委員一致の認識に至りました。

2. 本委員会において検討しようとする課題

- (1) 本件に関して、泉南市子どもの権利に関する条例が、とりわけ第3条および第6条が、どのように具体化できていたのか、またできていなかったのか——これを課題として、本委員会は可能なかぎりの検討に努めるものとします。
- (2) 本件に関して、文部科学省による「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」および「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」、またいじめ防止対策推進法等に基づく対処が、どのように具体的に実行できていたのか、またできていなかったのか——これを課題として、本委員会は可能なかぎりの検討に努めるものとします。
- (3) 自殺対策基本法をはじめ、国の自殺予防のための指針や手引き等とともに、泉南市子どもの権利に関する条例第3条が第2項に定める子どもの最善の利益を第一に考慮する原則、および同条第4項「市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。」との規定が、泉南市教育委員会の施策等において、どのように具体的に実行できていたのか、またできていなかったのか——これを課題として、本委員会は可能なかぎりの検討に努めるものとします。

3. 教育委員会に報告を求める事項と報告書提出期限

- (1) 上記2の(1)(2)に示す課題に関して、本件にかかわる①基本調査、②現在に至るまでの教育委員会及び当該学校の対処等の経過、③それら対処等に対する教育委員会としての現時点における評価や課題の認識等について、報告をお願い致します。
- (2) 上記2の(3)に示す課題に関して、教育委員会としての現時点における評価や課題の認識等について、報告をお願い致します。
- (3) 前二項の報告は、本件事態の重大性に鑑みて、また二次的事態の発生の回避に最大限に努めるためにも、本委員会に求められる職務を速やかに履行しなければならず、原則として本年6月2日までに、本委員会に提出下さいますようお願い致します。

4. 附帯して教育委員会に要望すること

当該子どもの尊厳を守り、衷心の哀悼の意を以て向き合うことが、今求められていると考えます。これを基本姿勢として、上記の文科省による手引きは「危機対応の態勢」「遺族への関わり」「情報収集・発信」「保護者への説明」「心のケア」「学校活動」まで6項目を挙げています。そこには、家族をはじめ遺された人々における、二次的な事態の発生を防止することも示唆されています。それだけに当該学校の子どもたちや保護者の皆さんに対する適切な対応とともに、市内学校における子どもの生命を守る教育の推進が、現在進行形の課題として改めて求められています。それゆえ校長会等において本件を適切に伝え、問題の重大性を共通認識して全市的な取り組みを図られるよう切に要望するものです。

5. 本委員会の本件審議に係る資料（別添）

- ・「2022年度 泉南市子どもの権利条例委員会 臨時会 議事録」
- ・同議事録の別添資料1（当該保護者の本委員会への訴えに対する会長返信）
- ・「当該保護者から本委員会に寄せられた手記(原文から一部抜粋)」
- ・「子どもの権利条例委員会分科会の設置について」

以上

3) 第2回子どもの権利条例委員会と市教育委員会に対する意見表明(第一次)

この第2回会議では、前回会議で市の機関に提案した事項について確認がなされました。まず報告事項1)の③すなわち「当該保護者の窓口設定について」では、総合政策部参与から本委員会の提案が受け入れられない旨報告がありました。さらに、報告事項2)では、前回会議の審議を踏まえ市教育委員会に要請していた「市教育委員会からの報告(報告事項Ⅱ)について」、「提出できるものはない」との市教育委員会事務局からの文書回答があったことが報告されました。

このような結果は、条例第16条第6項が市の機関に課するところの、本委員会に対する積極的協力援助義務にかかわる深刻な事態と受け止められます。こうした問題意識をも踏まえつつ、審議においては主として教育部長との質疑応答および意見交換を通して対話を図るべく努めました。これらを踏まえ、市長報告の内容に関する審議については、前回の再確認にとどまりました。

第2回 泉南市子どもの権利条例委員会 議事録

2022(R4)年6月2日(木)

午前10時開会 12時閉会

青少年センター3階会議室

出席委員 委員全員

事務局等参加者一覧(別紙)

はじめに(会長)

前回に引き続き、参加者全員起立にて当該子どもに黙祷をささげ、開会した。

報告事項(会長等)

1) 会長から、5月26日開催の第1回子どもの権利条例委員会(前回会議)における審議等の内容に関して、次の諸点について報告等がなされた。

- ①「2022年度 第1回 泉南市子どもの権利条例委員会 議事録」(別添)
- ②「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」(市教育長宛)(別添)
- ③ 当該保護者の窓口設定について

前回会議において本委員会から人権推進課に提案していた、当該保護者にかかわる本委員会事務局としての窓口を担当することについて、総合政策部参与から、提案を検討の結果、受け入れられない旨の報告がなされた。

- ④ 当該保護者からの訴えと市教育委員会への再度の提言

5月30日夜に当該保護者からの訴え(市教委事務局からの頻回な電話着信が現在も続いており困惑している)を受け、直後に市教委事務局に電話して対応に出た指導課主幹に配慮を求め、新たな窓口設定を再度提言した旨、会長から報告があった。

- ⑤「泉南市子どもの権利条例委員会への参加要請」(市教育長宛)(別添)

5月30日付書面にて教育長および教育部長の本委員会への参加を要請した旨、会長から報告がなされた。

2) 市教育委員会からの報告(報告事項Ⅱ)について

5月26日付「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」(市教育長宛)に対する市教委事務局からの応答として、「(現段階では本委員会に対して)報告書として提出できる

ものはない」との指導課長名の書面提出があった旨報告された。(別添)

審議事項

1) 市教育委員会報告(報告事項Ⅱ)を受けて

①報告等についての問いかけ(論点整理)

主として本件事態が発生した後の経過について、ことに基本調査の実施状況、教育委員会への報告と審議等の状況、今後の対処・対応等について、当該保護者にかかわる本委員会事務局としての窓口の在り方も含め、本委員会から教育部長に問いかけ、質疑応答がなされた。

②本委員会としての重大性の認識(課題整理)

質疑応答を踏まえ、本件の重大性の認識について、各委員から意見表明がなされた

* 上記①②の審議内容の扱いについて、6月6日(月)20時から22時までオンラインにて、本委員会・分科会合同の臨時会を開催して協議した結果、これら審議を踏まえ市教育委員会に対する意見表明を行う必要があるとの見解で全員一致し、6月7日付「泉南市教育委員会に対する意見表明書」を教育長宛てに提出した。(別添2)

2) 今後の検討課題および市長報告に向けて

上記①②の審議内容を踏まえ、前回会議で確認した次の枠組みにより、市長報告を本委員会として作成することが改めて確認された。

報告事項Ⅰ：「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利の尊重(第3条)

および子どもの相談と救済(第6条)をめぐる現状と課題について

2. 条例第6条第2項に定める「必要な仕組み」の整備に関する調査研究報告

報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況

(本年3月に発生した事態に関する教育委員会からの報告)

3) その他

「泉南市における子どもの権利条例と本件(事態の発生と対応の経過)とのかかわり」をめぐって、今後の条例運営の在り方、それに伴う課題について、本委員会の委員としても少なからず悩むところであり、本委員会の事務局として参加する職員からの率直な意見や提案を聴かせてほしい旨、会長から呼びかけが行われ、可能であれば条例委員会事務局職員としての意見を匿名も含めメール等で寄せてほしいとの希望が表明された。

おわりに(副会長) 閉会のあいさつがなされた。

以上

この審議では、本件のような重大な事態が発生後3カ月近くを経過するにもかかわらず、市教育委員会には報告されず審議もなされていない現状が、教育部長との質疑を通して明らかになりました。これは教育委員会制度の根幹にかかわる、極めて重大な問題だといわねばなりません。

そこで、上の審議事項1)の既述に続く下線部に示す通り、本委員会は6月6日にオンラインによる臨時会を開き、協議の結果、次の「市教育委員会に対する意見表明(第一次)」を提出することを決定し、翌6月7日付けで教育長に宛て提出しました。

2022年6月7日

泉南市教育長
富森 ゆみ子 様

泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永 省三

泉南市教育委員会に対する意見表明(第一次)

貴職におかれましては泉南市の教育の振興にご尽力のこと、心より敬意を表します。

さて、5月26日付「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」および5月30日付「泉南市子どもの権利条例委員会への参加要請」を提出させて頂きましたところ、直前の要請にもかかわらず、6月2日開催の第2回泉南市子どもの権利条例委員会に貴職管下の教育部長にご参加頂きましたこと、感謝申し上げます。5月26日付要請で求めておりました報告書についてはご提出頂けず残念には存じますが、それに代わるものとして教育部長と質疑および意見交換できましたことは、泉南市子どもの権利に関する条例第16条第6項が市の機関に課するところの本委員会に対する積極的協力援助義務を履行するものと解せられるところであり、本委員会としてお礼申し上げる次第です。

つきましては、ことに教育部長との質疑等を踏まえ、本委員会は泉南市子どもの権利に関する条例に基づく本委員会の使命として、泉南市教育委員会に対して意見表明を速やかに行うことが必要なものと判断いたしました。よって、これを下記にて行うものです。

記

意見表明の第1

本年3月に市内中学生が自死した事態(以下「本件」)に対して、泉南市教育委員会として必要な合議を図り、以て、泉南市子どもの権利に関する条例、文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」および「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」、いじめ防止対策推進法等に基づく、教育委員会としての必要かつ適切なる対処に速やかに当たられることが必要かつ不可欠であると、本委員会は考えます。

6月2日開催の第2回泉南市子どもの権利条例委員会に教育部長にご参加頂き質疑等を行いましたところ、本件は既に事態発生から2か月半が経過するにもかかわらず、泉南市教育委員会には未だ報告されておらず何らの審議もなされていないとのことでした。

ご承知の通り、教育委員会は一般行政権からの分離独立原則に立つ行政委員会であって、教育委員の合議により教育行政の執行に当たる機関です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)は「児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。」(第11条第8項)と教育長に義務付けており、とりわけ一人の中学生が自死に至るという極めて痛ましい本件事態は、教育委員会の職務権限(第21条)のとりわけ第4項、第5項、第9項等に直接かかわるものであり、教育委員会の会議(第14条)を速やかに招集して合議を図らねばならない重大な問題であると私たちは認識致し

ます。

それにもかかわらず、本件が教育委員会の事務局段階で留まったまま教育委員会の会議に未だ報告すらされていないという事態は、地教行法が定める教育委員会の機能が、少なくとも本件に関しては不全状態に陥っているのではないかと懸念を、本委員会を構成する私たち市民および外部有識者は抱かざるを得ません。

6月2日開催の本委員会会議における教育部長による説明によれば、本件の事態が発生した当初段階において、本件を秘匿することを当該子どもの保護者が希望しているとの趣旨が警察から非公式に伝えられ、それゆえ現在まで教育委員会事務局は本件を教育委員会にも報告せず秘匿してきたとのことでした。他方、本委員会が当該子どもの保護者から傾聴するところでは、当該子どもが不幸な事態に至った真相を明らかにするためにも速やかに本件を当該学校等において公表してほしい旨、事態発生当初から訴えてきたとのこと。この両者の隔たりがどこから生じているのか本委員会は判断に苦しみますが、仮に教育委員会事務局が警察からの非公式な伝聞により本件の秘匿が一定必要と判断したとしても、2か月以上にもわたって教育委員会に報告することもなく合議にもかけないという事務局の対処を正当化することは困難です。地教行法等が定める教育委員会の本来の職務と機能を事務局が停滞させてしまっているのではないかと懸念されるところです。

少なくとも今現在において明らかなことは、当該子どもの保護者は、本件を文部科学省の指針や手引き等に則る適切妥当な方法と配慮のもとで公表し、必要な調査等を行い、以て真相の究明に努めてほしいとの意向を表明されている、ということです。これを本委員会は当該保護者に対面する中で確認してきました。本委員会としても、泉南市子どもの権利に関する条例の第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談と救済」等によって、そのような対処が教育委員会に求められているものと考えます。この旨、改めて教育長および教育委員会に意見表明するものです。

意見表明の第2

本件にかかわっては、泉南市教育委員会事務局は当該子どもの遺族との関係において対立的な一方当事者の立場にあるものと、本委員会は現状を認識しています。そこで本委員会は、当該子どもの遺族にかかわる本委員会の窓口として、本委員会の事務局の一端を担う人権推進課において、子どもの人権・権利に関する知識と経験を有する職員が当面对応することを提案しています。いうまでもなく、本件にかかわって教育委員会に求められる合議と対処を図るには、当該子どもの遺族との対話の道筋を開くことが絶対的に不可欠です。よって、教育長および教育委員会として、本委員会の提案について建設的な対応を速やかに図って頂くことが必要なものと、本委員会は考えます。

本委員会は、地方自治法上の市長の附属機関として設置されていますので、私たち委員は市長から委嘱されて職務を担っています。よって本委員会の事務局も本来であれば市長部局に置かれるものです。ただ、本委員会が扱う課題等が学校教育等にもかかわることから、本委員会の事務局は教育委員会事務局の人権国際教育課が主として担い、これに加えて市長部局の人権推進課、保育子ども課、家庭支援課などが事務局として参画頂いております。もとより泉南市子どもの権利に関する条例は、市の総合的な子ども施策の推進を図るものとして、市の機関に対して全庁的、

全市的な取り組みを求めるものでありますから、このように市長部局と教育委員会事務局とが協同して本委員会の事務局を担うことは、より適切な事務局運営を図るための工夫として一定妥当なものと考えられます。

しかしながら、本件のような事態においては、既述の通り、本委員会の事務局を担う教育委員会事務局が、他方において当該遺族との対立的な関係の一方当事者となった場合には、本委員会の公的第三者機関としての基盤を揺るがすものともなり得ます。

そこで本委員会は、本委員会の事務局の一端を担う人権推進課において、本委員会の当該保護者に対する窓口を当面担当頂きたく、この旨、5月26日開催の本委員会会議において提案しました。同課は市の人権施策の推進を担う中で人権相談等の事業も実施する機関でもあって適切妥当と判断されるところであり、また当該保護者においてもそのような市の機関が本委員会の窓口となることを希望していることから、これを提案した次第です。ところが、6月2日開催の本委員会会議において、教育部長および総合政策部参与等の判断として、本委員会の提案を受け入れられない旨応答がありました。その理由は、(本委員会が教育委員会に要請した報告書提出に)「教育委員会が応じないことなどを踏まえ、ご提案には応じかねる」(6月1日19:39着信メール分から引用)とのことでした。まことに理解に苦しむ応答内容といわざるを得ません。条例第16条第6項が市の機関に課する本委員会に対する積極的協力援助義務にも照らして、再考を求めるところです。

このような提案を本委員会が行うのは、当該子どもの遺族となった保護者と子どものその後の経過と現状、とりわけ当該子どもの不幸な事態に今も直面し続けなければならない、その現在進行中の遺族家族の心労の深さを受け止めるならば、二次的な事態の回避をも念頭に置いて、遺された家族の基本的な人権を保障するために必要かつ適切なケアやサポートに努めることが、市の機関において必要なものと考えます。しかしその役割が、教育委員会事務局には一方当事者であるために担い難いとするならば、市の人権施策や福祉施策等を推進する部局が一定必要な役割を担うことが求められるものと考えます。

わが子を自死により失うという不幸な事態の、その当事者として遺された家族にかかわって、その家族の基本的な人権の尊重をまず第一に考慮しようとするのは、その既に亡くなってしまった当該子どもの魂に誠心誠意を以て誠実に向き合おうとするのと一体であると、私たちは考えます。そのようにして向き合うことによつてのみ、対話の道筋が開かれ得ると、本委員会は考える次第です。

意見表明の第3

泉南市子どもの権利に関する条例の第3条は第1項で「子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます」と定めています。この子どもの権利を確かに受け止め、保障するために、第2項は市と市民等に対して「子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」と課しています。そして第3項は市に対して「子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします」と課しています。さらに続けて第4

項でも市に対して「子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします」と課しています。

しかし、本件の事態は、当該子どもに対して、これら条例の規定が保障されていなかったことを示唆するものです。このことについて、私たちは心底残念でなりません。

私たちは、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければならないのです。その最善の利益を第一に考慮されるべき子どもは、本件において、第一に当該子どもであり、次にはその遺族となった子どもであり、また当該子どもの学校の同級生たちであり、さらには泉南市内の全ての子どもたちであるわけです。それら子どもたちに、この条例第3条は如何程に保障されているでしょうか。この今現在における状況を確認に認識するならば、本件は当該学校および市内校長会等において適切に共有されるべき、重大な教育課題です。

泉南市子どもの権利に関する条例を改めて受け止め直すとともに、文部科学省の手引きや指針等をも踏まえつつ、子どもの生命と生存、人権と権利を守るための全市的な取り組みが求められています。とりわけ泉南市教育委員会の果たすべき役割は、極めて重大であると、本委員会は考えます。

6月2日開催の本委員会会議では、本件にかかわる基本調査について教育部長におたずねしたところ、基本調査は実施しているが、当該保護者の同意がなければ終了できないので、よって基本調査は現在も調査中ということになり、概要等を本委員会に伝えることはできない、との主旨が述べられました。他方で当該保護者は、基本調査を提供するよう求めているが提供されていない、早く見せてほしい、と本委員会に訴えています。

基本調査は事態発生直後速やかに当該学校が実施する調査であるだけに、本件事態に至る経過や背景等を一定明らかにしていく端緒になるとともに、二次的事態の回避および同様事態の再発防止等に向けた対応を図る上でも重要な資料だと考えられます。加えて、この基本調査を踏まえ教育委員会には詳細調査の必要を判断することが課せられています。したがって、現状のように「調査中」だと理由づけて基本調査を棚上げにしたまま、さらに詳細調査実施の判断を2ヵ月以上にわたって保留している現状——教育委員会への報告や合議を経ることなく事務局段階で保留し続けている現状——は、本件に求められる必要な対処や取り組みを徒に遅滞させ、教育委員会の機能不全をも招く恐れのあるものであり、この現状は速やかに是正されるべきものだと、本委員会は考えます。

また、この基本調査および詳細調査の対象に含まれるであろう内容として、当該子どもの本件事態に至る直近の状況、ならびに当該子どもの小学校時代および中学校入学後の状況について、当該子どもの保護者の手記が本委員会に寄せられています。また当該家族の要請を受けて、直接話を聴かせて頂く機会も複数回にわたり持ちました。それによると、当該子どもは泉南市に子どもの権利条例があることを小学校時代に知って、希望を抱いていたとのことですが、しかしこの条例に基づく積極的な打開が自身の現実においては期待できないことを次第に感じるどころとなり、「生きていてもしょうがない」などとも口にしていたとのことでした。私たちは胸の詰まる思いでお聴きしました。泉南市子どもの権利に関する条例が、当該子どもにとっては「絵に描いた

餅」で終わってしまったのです。

このような当該子どもの置かれてきた現実、はたして当該子どもにのみ、とどまるものでしょうか。泉南市の子どもたちの置かれている現状について、本委員会は今現在においては、少なからず危惧し、懸念を抱かざるを得ないところでもあります。

条例第3条第2項の「子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」との定めが、泉南市の教育委員会、学校その他の子ども施設等の使命として、真に尊重され具体化されているのでしょうか。泉南市子どもの権利に関する条例を改めてご認識頂き、本件にかかわって、速やかに子どもの権利を基盤とする取り組みを図られるよう、切に要望するものです。

以上

4) 第3回子どもの権利条例委員会と市教育委員会に対する意見表明(第二次)

この第3回会議では、今次市長報告書の冒頭で述べる主文と報告書本文の柱建てについて検討して確認しました。これを踏まえ、その市長報告にあたっての本委員会としての問題意識について、会長から基調提案がなされ、これを基本的視点として市長報告を取りまとめていくことが確認されました。その審議の中では、前回に引き続き教育部長との質疑と意見交換がなされました。

第3回 泉南市子どもの権利条例委員会 議事録

2022年6月16日(木)

午前10時開会 12時閉会

青少年センター3階会議室

出席委員 委員全員

事務局等参加者一覧(別紙)

はじめに(会長)

今回が本委員会の会議としては実質的な最後となる(予算上予定された開催回数の上限となる)が、亡くなった子どもに向き合い、子どもの最善の利益を皆さんと一緒に考えていきたい。個人モデル的な決着ではなく、社会モデルアプローチを切り拓いていくことが重要であり、本委員会の役割もそこにある。その思いをもって、私たちは当該子どもと向き合うことが必要だ。そこで前回に引き続き当該子どもに黙祷をささげたい——とのあいさつの後、黙祷。開会した。

報告事項

1) 第2回子どもの権利条例委員会の開催(6月2日)とその後の経過として、次の3点について会長から報告がなされた。

- ① 「2022年度 第2回 泉南市子どもの権利条例委員会 議事録」について
- ② 6月6日、条例委員会・分科会合同臨時会の開催(20:00-22:00 オンライン)
- ③ 6月7日「泉南市教育委員会に対する意見表明(第一次)」(市教育長宛)について

2) 市長報告の日程について、7月1日(金)午後3時から3時30分まで、本委員会が市長と対面して報告書を提出する日程が整った旨、事務局より報告がなされた。

審議事項

1) 第10次市長報告の主文および本文の柱建て(目次)について

会長より提案がなされ、これを受けて審議し内容の確認がなされた。

2) 今次市長報告の問題意識と論点をめぐって

会長より下記の3点について、基調提案がなされた。

①第3条および第6条をめぐる現状と課題をどう捉えるか

——個人モデルではなく、子どもの権利を基盤とする社会モデルアプローチを

②本件の「打開イメージ(解決イメージ)」をどう拓いていくか

・教育委員会として当該保護者にどう向き合うのか?

——市の機関同士の連携協力、子どもの権利推進本部の役割

泉南市自殺対策計画の実効性、当該遺族のエンパワメント

・教育委員会は本件事態を市内小中学校にどのように伝えていくのか?

——文科省の指針・手引き、子どもの権利条例、

各学校における教育課程の編成と子どもの権利学習

・市と教育委員会は再発防止策等をどう構想し具体化していくか?

——教育委員会の機能と職務、総合教育会議の役割、市の子ども施策

③条約6条「子どもの生命への権利および生存・発達の確保」を真に実現するために

——本委員会は、条例の検証に資するため何を市長に提言するのか?

*この3点の基調提案を受けて、主として教育部長との質疑と意見交換がなされた。その中では、6月7日「泉南市教育委員会に対する意見表明(第一次)」に対する教育委員会としての受け止め、それに関連する殊に上記②の各点について、教育部長の見解を問うたが、教育委員会としての具体的な対応等はほとんどなされていないとのことであった。

*①②③を基本的な視点として本委員会の市長報告書を取りまとめていくことが確認された。

3) その他

前回に引き続き、本委員会の事務局として参加する職員からの率直な意見や提案を聴かせてほしい旨、会長から呼びかけが行われ、可能であれば条例委員会事務局職員としての意見を匿名も含めメール等で寄せてほしいとの希望が表明された。

おわりに(副会長) 閉会のあいさつがなされた。

以上

教育部長との質疑と意見交換を通して、本委員会が教育長宛提出した6月7日「泉南市教育委員会に対する意見表明(第一次)」が、実質的にはほとんど検討されていない現状が受け止められました。子どもの自死という重大事案を教育委員会に報告して必要な審議等を図ることは、教育委員会制度の原則に照らせば当然のこと、教育委員会事務局が速やかに行うべきことです。地教法が事務局に課するところの職務に他なりません。それがなされないままの現状は、教育委員会がいわば機能不全状態に陥っているのではないかとの懸念を抱かざるを得ないものです。

そこで、本委員会は6月17日(金)から20日(月)にかけて、電子メールとオンラインで非公式協議(会議開催の予算が見込めないことから「非公式協議」としました)を重ね、本委員会として改めて泉南市教育委員会に対する意見表明を行う必要があると判断しました。

そして6月20日に「教育委員会に対する意見表明(第二次)」を教育長に宛て提出しました。ただし、意見表明書の日付は文書を起案した6月18日となっています。6月18日は、当該子どもの3回目の月命日でもありました。

2022年6月18日

泉南市教育長
富森 ゆみ子 様

泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永 省三

泉南市教育委員会に対する意見表明(第二次)

貴職におかれましては泉南市の教育の振興にご尽力のこと、心より敬意を表します。

さて、本日6月18日は、泉南市の市立中学校に在籍する一人の男子中学生が自死して、三回目の月命日です。黙祷をささげ、改めて当該子どもが3月の今日、その死に臨む思いは、いかばかりであったか——おもいをめぐらさずには、おれません。

この子どもの尊厳にかかわって、私たち子どもの権利条例委員会は、前回に引き続き、泉南市子どもの権利に関する条例の精神に根ざして、以下、意見表明を行うものです。

記

意見表明の第1

本委員会は、前回6月7日付意見表明(第一次)において、3点にわたって教育委員会に対する意見表明をさせて頂きました。その後、6月16日に私どもの第3回子どもの権利条例委員会を開催しました。教育長にも参加をお願いしておりましたが、前回に引き続き公務にて叶わず、教育部長のみ参加頂きました。同部長との質疑の中では、前回の意見表明にてお願いした事項についておたずねしたところ、いずれも検討していないとのことでした。私たちは、極めて残念に思います。本委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて前回意見表明をさせて頂きましたが、それが何ら考慮もなされず等閑視される現状に大いなる落胆を禁じ得ません。改めて、泉南市子どもの権利に関する条例を尊重して頂き、以て本委員会の意見に耳を傾けて頂きたく、この旨、重ねてお願いする次第です。

意見表明の第2

当該子どもが自死して、本日で3ヵ月が経過します。本委員会が当該子どもの保護者から傾聴した中では、当該子どもの自死がその学校生活と何らかの関係があるものと推測されました。それにもかかわらず泉南市の子どもの教育に責任を負う教育委員会には、この子どもの自死が、事務

局から報告もなされず、何らの審議もなされていないとのことです。ために教育委員会の弔意すら遺族に伝えられぬまま経過しているものとうかがわれます。このような事態は、「子どもにやさしいまち」を掲げる条例の理念に照らして、また私たち市民等の良識的な感覚からしても、全く理解できないものです。地教行法に適正に基づき、教育長は速やかに教育委員会を招集し、本件事態を報告・審議し、国の指針や手引き等に基づく必要な教育委員会としての対処等を図られるよう、重ねて意見表明致します。

意見表明の第3

当該子どもの自死に関する基本調査について、これを既に当該学校は実施されたと教育部長からお聞きしました。他方で、当該子どもの保護者は、この基本調査を速やかに見せてほしいと強く要望しています。しかし、それが未だに提供されていません。その理由を教育部長は「(当該)保護者による事実確認ができていないから基本調査は終了していない。だから見せられない」と繰り返すばかりです。これはまったく理解困難な説明です。前回にも指摘した通り、教育委員会は基本調査を速やかに当該保護者に提供する中で、さらに詳細調査が必要かどうかを判断することが課せられています。しかし事態発生から既に3ヵ月も経過しているにもかかわらず、加えて当該保護者が求め続けているにもかかわらず、それを提供しないまま徒に時日を費やし、しかも教育委員会に報告せず審議にもかけず、詳細調査の実施をより困難にしています。まるで当該子どもは存在しなかったかのように扱われています。この現状は直ちに是正されねばなりません。直ちに教育長の命のもと、当該保護者に基本調査を提供して適切なる対処を図られるよう重ねて要請するものです。

なお、本委員会は、基本調査の当該保護者への提供にあたって、必要ならば仲介を担う準備がある旨、既にお伝えしておりますが、重ねて付言しておきます。

意見表明の第4

ご承知の通り、泉南市では「泉南市自殺対策計画」が2019年に策定され実施されています。これに基づけば、本件においても、市長部局との連携のもと、ことに遺族への適切なる対応を図ることが求められます。しかしながら現状においては、この対策計画に適切に基づく対処等がなされているとはいえません。本委員会が繰り返し提案してきた、本委員会の事務局として当該保護者への窓口を当面において市長部局で担当頂くことは、この対策計画にも則るものといえますが、これを教育部長は拒まれております。これは教育長ご自身の意思でしょうか。教育委員会には報告していないわけですから、教育委員会本来の合議による意思とも受け止められません。この現状は、教育委員会制度の原則に根ざして、速やかに是正されるべきものと本委員会は考えます。この旨意見表明致します。

意見表明の第5

私ども子どもの権利条例委員会の事務局を貴職管下の人権国際教育課にて担当頂いておりますこと、改めて感謝申し上げます。私ども委員の任期は11月までですが、本委員会の会議開催の予算は次回7月1日の会議で終了するとのことです。しかしながら現状は、さらなる会議等が必要

な状況と受け止められます。つきましては、泉南市子どもの権利に関する条例に基づく本委員会の使命を全うするために、本委員会の開催に要する予算の手当てについて、必要適切な考慮をお願い致したく、この旨意見表明するものです。

上記意見表明に附帯するお願い

本委員会は、まことに残念なことに、未だ教育長との面談の機会を得ることができていません。それにもかかわらず、前回に引き続き、第二次の意見表明を行わざるを得ない状況にあることについて、どうかご賢察ご理解を賜りたく、お願い申し上げます次第ですが、つきましては、私どもの意見表明について、教育長のお考えを可能な範囲でお聞かせ願いたく、面談の機会をご恵与くださいますよう、お願い申し上げます次第です。具体的には、本委員会の市長への報告については、既に7月1日15時から30分のお時間を頂いておりますが、その時間帯を除く同日の午前または午後のご公務の合間に、わずかなりともお時間をいただけましたらありがたく存じます。これについて、本委員会事務局にご意向をお伝え頂きたく、お願い申し上げます次第です。

以上

(6) 市長への提言——泉南市を「子どもにやさしいまち」にするために

私たち子どもの権利条例委員会は、5月の連休明けに、この事態を知りました。それから市長報告までの8週間、この短期間のあいだに、私たちは集中的にこの問題に向き合いました。十分に検討するだけの時間も、そのための会議開催予算の手当ても不十分ななか、私たちなりに、条例に課せられた使命を果たそうと努力してきました。

一人の子どもが自死するという、極めて深刻で重大な事態です。

それだけに市長報告を可能な限り速やかに、と考えた次第です。が、短期間のゆえに、そしてまた市教育委員会からは必要な資料等の提供が得られなかったゆえに、条例の検証に資する報告としては、必ずしも十分な内容とは言い切れません。

しかし、亡くなった子どもの人間としての尊厳を守るために、子どもの最善の利益を第一に考慮することを子どもの権利条約によって義務付けられた「おとな」として、現段階における報告をまとめ、私たちなりの所感と提言をお届けする次第です。ご高配を切に願っています。

1) 提言のはじめに：まず市民委員の思いを受け止めてください。

5月の初め、泉南市の中学生の自死を知りました。それ以来、このことを考えない日はありません。本委員会の会議の話し合いの中でも、さまざまな想いが次から次に湧いてきます。私たち子どもの権利条例委員会の今までやってきたことは、いったい何だったのだろうか——。

泉南市に子どもの権利条例が出来て10年がたちます。その条例を検証するのが子どもの権利条例委員会です。その市民委員を務めてきました。私たちは毎年、行政の皆さんからの事業報告等を受けて、検証に努め、市長報告をしてきました。泉南市に子どもの権利条例があること、それを基盤にして子ども会議をはじめさまざまな子ども施策が展開されていること、誇りに思ってきました。課題もさまざまありますが、私たちは真剣に話し合い、市長に報告してきました。

けれども、今回の事態が、市教育委員会には正式に報告もされず、協議もなされず、自死した子どもの中学校の子どもたちに何も知らせず、なかったことのようにされています。子どもの権利条例委員会には亡くなった子どもの保護者からのメールで初めて事態が知らされました。それらの事実を知るにつれ、驚き、そして憤りを感じました。泉南市の幼稚園、小学校、中学校に我が子を通わせた保護者として、泉南市で暮らす子どもと接するおとなとして、今回の市教育委員会の現状は裏切られた思いです。こんなにも子どもの声を聴かないおとながいるのかと。

わずか13歳の子どもが、なぜ死を選んだのか。人生に絶望しなければならなかったのか。今日のおやつやご飯を楽しみに、明日は漫画買いに行こうかゲームしようかなど、未来のささやかな楽しみに日常を過ごすであろう子どものその生きる希望が、なぜ奪われてしまったのか——。

この子どもは、泉南市に子どもの権利条例があることを知って一時は希望を抱き、学校に、市教育委員会に、その他いろいろな機関にSOSを発し行動したけれど、しかし何も変わらなかったとのことです。抱いた希望が絶望に変わり、「生きていても仕方がない」と死を選んだ。その子どもの孤独感、絶望感の深さを思うと、ほんとうに悲しくて、やりきれない気持ちです。

泉南市の子どもの権利条例の第1条は、泉南市を「子どもにやさしいまち」にすると約束しています。しかし現状は、これと反対の現状です。条例に基づいて、現状を正してください。

2) 子どもの自死という重大な事態が、なぜ市教育委員会に報告されないのでしょうか。

なぜ、市教育委員会事務局は、この深刻で重大な事態を3ヵ月以上も秘匿し続けようとしているのでしょうか。私たちには、まったく理解できません。一人の中学生が自死するという不幸な事態が発生して3ヵ月以上が経過して、なお未だに事態の発生そのものが市教育委員会に報告もされず、何の審議もされず、それゆえ詳細調査も実施されず、まったく理解できません。このような事態を、子どもたちやおとなたち市民に、どのように説明することができるのでしょうか。

本委員会の会議に2度にわたって教育部長にご参加いただき、このことを問いかけました。教育部長がおっしゃるのは、要するに「亡くなった子どもの保護者が事態の秘匿を強く希望しているから」とのことです。しかしその保護者が本委員会に訴えていることは、まったく逆のことです。すなわち、①子どもが不幸な事態に至った真相を明らかにするためにも速やかに当該学校等において公表してほしい、②学校が実施した基本調査は速やかに提供してほしい、③第三者委員会を設置して詳細調査を実施してほしい、ということです。これらの訴えに市教育委員会が適切に応答するために必要ならば、本委員会は仲介の役割を担う用意もあると伝えてきました。これらは既に二次にわたる「教育委員会に対する意見表明」（19-23頁、25-27頁）として教育長に宛て表明してきました。しかし、この本委員会の意見表明書も、教育長から教育委員会には報告されておらず、それゆえ何の検討もなされず、まったく尊重されていないようです。

このような現状は、泉南市の子どもの権利条例の第1条「子どもにやさしいまち」、第3条「子どもの権利の尊重」、第6条「子どもの相談と救済」、さらには第9条「親その他の保護者の支援」等に反するものです。さらに泉南市「自殺対策計画」や文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」等から見ても、決して合理化できるものではありません。

この現状は、速やかに是正されるべきです。上記の①②③の具体化が必要です。そのためには、まずもって市教育委員会に報告し審議することが必要です。そして本委員会の「教育委員会に対する意見表明」を真摯に検討頂き、本件における対話と打開の道筋を開いてください。

3) 子どもの権利条例に基づいて、私たちおとな社会の変革を、地方自治の課題として。

私たちの社会は、さまざまな矛盾に満ちています。法があっても遵守されない、本音と建前、ダブルスタンダード、権力への忖度、縦割り行政の弊害など、事故や災害やいじめや虐待問題が起こるたび調査がなされ課題が指摘されます。でも建前だけで終わることも少なくありません。

今回の事態でも、そういった現実と課題が受け止められます。「子どもの権利の尊重」を条例で定めておいて、しかしそれは建前だけだったのかと透けて見えるような現実。子どもたちから見れば、おとなの身勝手な振る舞いです。私たちおとな社会の構造的な問題を感じます。

亡くなった子どもは、そのようなおとな社会の現実にあふつかって、希望を失ったのではないのでしょうか。たしかに私たち普通の市民にも覚えがあります。役所の窓口で相談に行くと、担当者は「上のものに相談します」という。でも当事者の思いや願いはなかなか受け止められず、型通りの対処で、市民の声は届かなかつたり、時には偏見や予断の目で見られて「厄介なクレマー」と扱われたり、そんな現実も感じてしまいます。そうやって、子どもでもおとなでも市民の声は、いつの間にか、もともたなかったことのようにされていく。哀しいおとな社会の断面です。

そうやって、子どもが希望を失い、絶望して自死に追いやられていく——だとするならば、私

たちのおとな社会が子どもの希望を奪っているのです。今こそ何とかしていかなければなりません。このようなおとな社会の現実を、より良く変えていく地方自治の取り組みを求めます。

10年前、子どもの権利条例の前文をつくろうと熱心に話し合って起草してくれた子どもたち、そして今も子ども会議で泉南の「まち」のことを真剣に話し合い、考えようとしている子どもたち、その子どもたちの望みや願いを、泉南市は裏切ってはなりません。私たちは子どもたちと一緒に、泉南市の子どもの権利条例を育ててきました。地方自治のとても大切な実践です。市民として誇りに思う取り組みです。そして今、気づきました。この子どもの権利条例に基づいて変革していかなければならないのは、じつは、私たちおとな社会の現実なのだ——。

社会の矛盾を、おとなのズルさを、Aさんは見過ごすことができず、命を投げうって、訴えていると思えます。亡くなってしまった子どもの最善の利益をどう守ればいいのでしょうか。今なお訴えている、亡くなった子どもの声を必死になって聴かなければならない——強く思います。

子どもの死は、周りの人間に大きな波紋を投げかけます。親や兄弟姉妹、学校の生徒や先生、そのほか子どもを含む市民へと——。Aさんが置かれてきた現実、そこに直面して生きようとしてきたAさんの事実を、子どもたちはどんな気持ちで受け止めるのでしょうか。さまざまな想いを抱えるであろう子どもたちを、おとなたちは受け止め支えていく覚悟をしなければならぬと思います。これは現在進行形であり、同時に未来形の、地方自治の課題だと感じています。

4) 第3条「子どもの権利の尊重」を具体的に実現していく子ども施策の推進を。

Aさんの自死を通して、泉南市の学校も行政も、そして私たち子どもの権利条例委員会も、つまり子どもにかかわるすべてのおとなが、これまでの子どもにかかわる姿勢を問われています。私たちは本当に「子どもの権利の尊重」に努力してきただろうか——と。

その議論の中で、泉南市で子どもの権利条例が制定されて以降これまでの間に、じつは2016年と2019年と、泉南市の2人の中学生が自死を疑われる状況で亡くなっていたことを初めて知りました。ネット検索すると自殺だと報道する新聞もあります。事故の可能性を示唆する報道もあります。そのように、子どもが亡くなっている事実が私たちには曖昧にしか伝えられていないという、その事実に衝撃を覚えます。

私たちは「子どもにやさしいまち」を目指しています。でも、その「まち」の子どもが、人知れず亡くなっている事実、無頓着なように思えてきます。その子どもの置かれてきた現実を知ろうとせずに、私たちは子どもの権利条例を語ってきたとも思えてきます。自責の念を感じずにはいられません。私たちは条例第3条「子どもの権利の尊重」を、子どものリアルな現実結びつけることなく、手前勝手に語ってきたのではないのでしょうか——。

本委員会の第4次市長報告（2016年）は、次のように述べていました。

「子どもの現実、少数であればあるほど、孤立感がより深く、より深刻なものとなります。子どもたちの悩みは、おとなには聞こえてこない現状にあることがわかります。子ども施策の検討は、子どもの悩みから始めなければなりません。それにもかかわらず、行政にも学校にも、子どもの悩みは届きにくい現実があるのです」。このことを改めて認識しなければなりません。

そしてこの第4次市長報告は、子どもの目線で子ども施策を検証・評価していくことのできる「子ども白書づくり」を市長に提言していました。第3条の「子どもの権利の尊重」が現実のものとなっているのか、子どもたちの参加で検証・評価していくための子ども施策の提案です。

もしこの市長への提案が具体化されていたら、もしかしたら今回の事態は、回避できたのかもしれない、AさんのSOSをキャッチできたのかもしれない、とも思えてしまいます。今からでも、この提言を具体的に活かして行ってほしいと願うばかりです。

5) 第6条「子どもの相談・救済」を子ども自身が有効に使える仕組みに。

泉南市では、2005年から始まる「次世代育成支援対策地域行動計画」で、既に子どもの権利救済システムの検討が位置付けられていました。そして2012年に「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、その第3条に「子どもの権利の尊重」が、第6条に「子どもの相談と救済」が明文化されました。これを基盤として、本委員会の9次にわたる市長報告では、第6条「子どもの相談と救済」の具体化が重点課題だとして、毎年のように提言してきました。

本委員会の第4次報告（2016年）は、「第6条（子どもの相談と救済）に基づく現状制度の検証と新たな仕組みの検討を」と題して、次のように述べています。「本委員会の報告が市の機関においてどのように検討されてきたのか、市として、条例が定める子どもの相談・救済の仕組みづくりに関する課題に対して今後どのように応えていくのか、残念ながら現時点においては未だ見えるものとはなっていません」。相談窓口はそれなりに設けられていても、真に子どもの最善の利益を目指す仕組みになっていますか？より良く改善していきましょうという提案です。

子どもの相談と救済に関する泉南市の既存制度の現状に、懸念を表明しているのです。そのように本委員会からの懸念が表明されて6年が経過してしまっています。その時間は、Aさんがいろんな相談窓口に訴えてみたけれど、現実をより良く変えていくことができなかつたという、そのAさんの亡くなるまでの5年間と、重なっていることに気づきました。深い悔恨を覚えます。

今次の市長報告では、「2. 条例第6条(子どもの相談・救済)第2項の「必要な仕組み」の整備に関する調査研究報告」を提出しています(33-34頁および別添報告書)。この報告書は、国連子どもの権利委員会が日本に対して提起してきた諸課題、2016年の児童福祉法改正等による子どもの権利条約の原則の明文化、それに基づく「子どもの権利擁護」理念の確立、そして現在の「こども基本法」の制定、「こども家庭庁」の創設など、国の内外の子どもの権利にかかわる動向を視野に入れ、それらを踏まえて、泉南市の地方自治において具体化できる、子どもの権利擁護のための公的第三者機関の創設に向けた条例改正試案です。この積極的な活用を期待します。

6) 第3条「子どもの最善の利益を第一に」これを共通の基盤にすれば、対話は開かれます。

私たち子どもの権利条例委員会の原則は、国連子どもの権利条約第3条（泉南市子どもの権利条例では第3条第2項に規定）に基づいて、子どもの最善の利益のみに関心を持つ、というところにあります——と、本委員会がAさんのお母さんにお送りした最初のメールに述べられています。最初の対面の際にも、このことが重ねて伝えられています。

そして、このことをお母さんは積極的に理解し、受け入れてくださいました。そこから、対話が始まりました。この「子どもの最善の利益」を目指すということが、お母さんと本委員会との、

共通の基盤となって、対話が生まれたのです。それは「子どもの最善の利益」を実現していくために最も必要な、子どもの権利を基盤とする「パートナーシップの関係」です。

だから私たちは、市教育委員会に対して、子どもの最善の利益を共に目指すことを、本件に取り組む基盤としてください——と訴えてきました。それを真に共通の基盤とするならば、市教育委員会は亡くなった子どもに、改めて向き合うことができるはずで、そして亡くなった子どもの家族に向き合い、改めて意味ある対話を開いていくことができるはずで、そのように市教育委員会に求め続けてきましたが、それが果たされていないと私たちは受け止めています。

市と市教育委員会は、「子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」と定める、泉南市子どもの権利に関する条例第3条および国連子どもの権利条約第3条に確かに根差して、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立ちきって、亡くなった子どもとその家族に向き合い、対話の道を開いてください。

7) 第1条「子どもにやさしいまち」を不断に目指し、その実現を。

私たちは、子どもの最善の利益を目指すことを共通の基盤として、対話を深めていくなれば、子どもをとりまく環境や制度、社会的な仕組みをより良く改善していかなければならないという、公共的で社会的な課題に、改めて気づくことができます。

つまり、子どもの権利を基盤とする「社会モデルアプローチ」の取り組みです。

そのために泉南市が10年前に制定したのが「泉南市子どもの権利に関する条例」です。条例の第1条は、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていくと定めたのです（第1項）。そして第2項は、次のように定めています。

条例第1条（条例の目的）

2 この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育てを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

社会モデルアプローチは、なにか問題が起こると個人や家庭の責任にしてしまうような、その場しのぎの対処療法——いわゆる「個人モデル」や「家庭モデル」——とは全く異なるアプローチです。社会モデルアプローチは、社会をより良く変えていくことで、個人も家庭も本来の力を発揮できるように、そのエンパワーメントを支援していこうとするものです。

泉南市の子どもの権利条例は、そのような社会モデルアプローチとして、すなわちエンパワーメントアプローチとして、「子育てと子育てを社会で支え合う仕組み」を整えること、そして「一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまち」にしていくことを、定めているのです。

この条例第1条を具体的に実現していく社会モデルアプローチを、泉南市の地方自治の実践として、ぜひ積極的に展開してってください。私たち委員全員の心からの願いです。

2. 条例第6条(子どもの相談・救済)第2項の「必要な仕組み」の整備 に関する調査研究報告

(1) 条例第6条にかかわる調査研究等の経過

泉南市子どもの権利に関する条例は第6条で「子どもの相談と救済」について、次のように規定しています。

(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

第6条は、第1項で、子どもは「その子どもが必要としている相談と救済を受けることかできます」と定め、これを子どもに保障するために第2項で、市が「必要な仕組みを整えます」としています。第3項および第4項は、その仕組みを成り立たせるための原則等を定めています。

しかし、これまでの子どもの権利条例委員会における条例の検証を通しては、第2項の「必要な仕組み」として、子ども自身が活用できる仕組みが十分に整備されていない現状が指摘されてきました。また、市の実施機関においても、「必要な仕組み」の整備を課題として検討してきました。保護者をはじめとして、おとなを対象とする相談窓口等は相応に設けられてきたものの、小中学生や高校生などの子ども自身を対象とする、子どもの権利条約に基づく積極的な機能や役割を担う公的第三者機関としては設けられていませんでした。

そこで、公的第三者機関として子どもオンブズパーソン等の制度づくりの検討が、本委員会の第4次報告(2016年)以降、市の関係機関で行われるようになりました。こうした経過を経て、2019年度の本委員会においては、次のような方向を提案していました。

- ① 子どもオンブズパーソンを公的第三者機関として設置するには、地方自治法上の付属機関として、条例で設置する必要がある。
- ② 子どもオンブズパーソンを条例で設置する場合、現行の子どもの権利に関する条例の一部

を改正して設置するか、または新たな条例を制定するか、いずれかになるだろう。新たな条例を制定する場合、現行条例の第1章(目的「子どもにやさしいまち」と基本原則「子どもの権利の尊重」)および第2章(「子どもにやさしいまち」の推進)は、新たな条例とも共通する内容となるだろう。そうしたことを踏まえれば、現行条例の先進的な特徴や意義をより積極的に活かし、発展させていく観点から、現行条例の一部改正を行い、子どもオンブズパーソンまたは子どもコミッショナーを制度化することが考えられる。ただし、その場合、子どもオンブズパーソン等の制度運営に係る手続き的事項等に関する施行規則や要綱、また「解釈と運用」等が極めて重要となるから、それらを含めて条例改正案を検討する必要がある。

- ③ 現行条例の先進的な特徴や意義を積極的に活かすためには、特に、子どもの相談・救済を規定している第6条をより具体化する観点から、制度設計することが基本となる。つまり、第6条のより効果的な実施を通して、条例が目的として掲げる「子どもにやさしいまち」を不断に実現していく、そのための重要な仕組み(つまり第6条を推進する仕組み)として、子どもオンブズパーソン等を公的第三者機関として設置するという制度設計である。
- ④ そこで、〈「第6条のより効果的な実施」→「子どもにやさしいまちの推進」〉というアプローチの観点から、現行条例を改正して子どもオンブズパーソン等を位置づけようとするならば、当該の第6条そのものに位置づけるよりも、第6条をより実効あるものとして確実に担保できるような仕組みとして、すなわち第3章「条例の実施と検証」の中に、子どもオンブズパーソン等の設置にかかわる規定を設けることが適切だといえる。
- ⑤ もう少し補足していえば、第6条は子どもの相談・救済を受ける権利(1項)を定め、それに対する主として市の実施機関の役割や責任を規定(2~4項)している。その6条に、市の実施機関とは位置づけられない、いわば「異質」な公的第三者機関(子どもオンブズパーソン等)を位置づけてしまうと、現行条例が定める市の実施機関の子どもの相談・救済に対する役割や責任を曖昧にしてしまう恐れがあり、「6条のより効果的な実施」には繋がりにくいといえる。それゆえ、条例委員会やモニター会議など検証のための第三者機関等を位置づけている第3章「条例の実施と検証」に、公的第三者機関たるオンブズパーソン等を位置づけることが、制度の体系からして最も妥当であり望ましい。

その後、2021年度になって、本委員会は市の関係機関からの要請を受け、泉南市子どもの権利条例委員会要綱に基づいて、「泉南市子どもの権利に関する条例第6条(子どもの相談と救済)が第2項で規定する『必要な仕組み』に関して、市の施策に資するために必要な調査研究を行うための分科会」(第6条分科会)を設置しました。

(2) 研究報告:条例の改正検討試案(別添)

2021年度の8月に設置された第6条分科会は、年度末まで断続的に調査研究を重ね、第6条第2項が規定する「必要な仕組み」を創出するための条例改正検討試案をまとめ、これを本年度の第1回子どもの権利条例委員会に報告し、本第10次市長報告に位置づけて提出するものとして了承されました。これにより、別添のとおり、「第6条第2項が規定する『必要な仕組み』を創出するための条例の改正検討試案」を提出するものです。

3. 結び：現下の状況にかかわって特に付言を要する事項

本委員会は、条例第16条第4項により課せられた職務として、本第10次市長報告を7月1日に行うものとし、5月12日開催の臨時会以来、検討審議を重ね、本報告書をまとめました。

これを6月28日、本委員会の事務局に電子メール添付にて送信し、事務局段階の文書確認を依頼していたところ、翌6月29日、本委員会会長に教育部長から電話があり、それとほぼ同趣旨の内容の電子メール添付文書（泉南教委人176号令和4年6月29日）が電話の後に会長宛送信されてきました。そこには本委員会の報告書の内容と扱いに関して、次の通告が記載されていました。

「条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは守秘義務違反となる可能性が高い事案であり、委員会の運営方法が適切であるか疑義が生じているため、現在予定している条例委員会の開催と市長報告は適切ではないと判断されます。つきましては、事務局としての対応を致しかねます。」

本委員会は、条例上「行政機関に対して一定の独立性を保持する公的第三者機関としての意義を持つもの」（「泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック」82頁）と位置づけられています。かかる通告は、事態の本質を理解しようとしなければいかりか、本委員会の公的第三者機関としての本質的機能をも侵害するものと懸念されます。よって、特に次の諸点を付言するものです。

第一、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に真に立ちきって、子どもの尊厳を回復するため、現下の状況に適正に対処してください。

第二、本委員会は、条例の検証に資する活動を課せられており、これに基づき条例の検証を求める市民の提起を受け、今次報告を行うものです。市と市教委の真摯なる対応を求めます。

第三、市教委事務局が子どもの自死を「秘匿を要する」との伝聞を根拠に教育委員会に報告せず審議しない現状は、「子どもにやさしいまち」を放棄するものです。真摯なる省察を求めます。

第四、基本調査は「（保護者に）確認できないから（保護者に）提供できない」と市教委事務局は主張します。が、保護者に提供しなければ確認できません。論理の破綻に気付いてください。

第五、子どもが自死するという事態は、公教育の実施・運営の在り方が問われる重大な公共的かつ社会的な問題です。既に3か月以上経過した今、市民に対する説明責任が求められています。

第六、本委員会は二度にわたり市教委宛意見表明を行いました。これを市教育委員会として、真摯に受け止め、尊重されるならば、本件の打開に向かう対話の道筋が開かれ得ると考えます。

第七、本委員会は、「条例第6条(子どもの相談・救済)第2項の『必要な仕組み』の整備に関する調査研究報告」を行いました。子どもの生命を守るため、ぜひ具体化してください。

以上

(関係資料) 2022年度 泉南市子どもの権利条例委員会 名簿

泉南市子どもの権利条例委員会

会長	吉永 省三	規則第3条第2項の第1号による委員 千里金蘭大学名誉教授 (国連 NGO)子どもの権利条約総合研究所顧問/研究員
副会長	山下 裕子	同上 (公益社団法人)子ども情報研究センター事務局長 (令和2年5月1日～)
委員	浜田 進士	同上 (特定非営利活動法人)青少年の自立を支える奈良の会理事長 (国連 NGO)子どもの権利条約総合研究所副代表/関西事務所長
委員	青木 桃子	規則第3条第2項の第2号による委員 元泉南市子どもの権利に関する条例案検討委員会委員
委員	前田 百合子	同上 元泉南市子どもの権利に関する条例案検討委員会委員

任期 (令和元年11月18日より3年)